

ご契約のしおり/約款

新後継年金受取人指定特約 指定代理請求特約（変額個人年金保険用）

「ご契約のしおり」は、新後継年金受取人指定特約および指定代理請求特約（変額個人年金保険用）についての重要な事項など、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくまとめたものです。特約の「約款」とあわせて、ぜひご一読いただき、内容をご理解いただきますようお願いします。

新後継年金受取人指定特約

新後継年金受取人指定特約を締結（付加）することにより、年金受取人が年金支払開始日以後に死亡した場合の新たな年金受取人をあらかじめ指定することができます。

特約の付加

- この特約は、ご契約者（年金支払開始日以後は年金受取人。以下同じ。）のお申し出により、付加することができます。
- この特約を付加する場合、ご契約者は、被保険者の同意とマニユライフ生命の承諾を得て、後継年金受取人をご指定ください。
 - ※ この特約のみを解約することはできません（後継年金受取人の指定を取り消すこと（指定の撤回）ができます。）。
 - ※ 夫婦年金特則を付加することができる商品にご契約されている場合、この特約と夫婦年金特則を重複して付加することはできません。

特約の内容

- 年金支払開始日以後、年金受取人が死亡した場合には、後継年金受取人が新たな年金受取人となります。
 - ◆後継年金受取人が故意に年金受取人を死亡させたときは、後継年金受取人は新たな年金受取人となることはできません。
- 年金受取人が被保険者の場合、年金支払開始日以後、被保険者が死亡したときは、主契約に定める死亡一時金または一時金を後継年金受取人にお支払いします。
 - ◆年金の継続支払をお取り扱いできる場合、一時に支払う方法に代えて年金の継続支払を請求することができます。

後継年金受取人の変更指定または指定の撤回

- ご契約者は、被保険者の同意を得た上で、マニユライフ生命に通知することにより、後継年金受取人を変更指定することができます。また、後継年金受取人の指定を取り消すこと（指定の撤回）ができます（この特約のみを解約することはできません。）。
- ご契約者は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、後継年金受取人を変更指定することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人からマニユライフ生命にご通知ください。なお、遺言による後継年金受取人の変更指定は、被保険者の同意がなければ、効力を生じません。

新後継年金受取人指定特約(約款)

新後継年金受取人指定特約条項<目次>

○この特約の趣旨

第1条 特約の締結	第6条 特約の解約
第2条 後継年金受取人の指定、変更指定または指定の撤回	第7条 特約の消滅
第3条 遺言による後継年金受取人の変更指定	第8条 主約款の規定の準用
第4条 年金受取人の権利義務の承継	
第5条 死亡一時金または年金額の現価を支払う場合	

別表1 請求書類

新後継年金受取人指定特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に定める年金受取人が年金支払開始日以後に死亡した場合の新たな年金受取人をあらかじめ指定することを可能とするものです。

（特約の締結）

第1条 この特約は、主契約締結の際または主契約締結後主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める年金支払開始日前までに保険契約者からの申出があった場合に主契約に付加して締結します。また、年金支払開始日以後は、年金受取人からの申出があった場合に主契約に付加して締結します。

2. 前項の規定にかかわらず、この特約は会社の定める特約と重複して付加することはできません。
3. 第1項の規定にかかわらず、この特約は、主約款に定める夫婦年金特則と重複して付加することはできません。
4. この特約を締結したときは保険証券（年金支払開始日以後は年金証書。以下、同じ。）に表示します。

（後継年金受取人の指定、変更指定または指定の撤回）

第2条 この特約を締結する場合、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人。以下、本条において同じ。）は、この特約の締結時に被保険者の同意および会社の承諾を得て、年金受取人が死亡したときにその年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継すべき者（以下、「後継年金受取人」といいます。）を指定してください。

2. 保険契約者は、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、後継年金受取人を変更指定し、または後継年金受取人の指定を撤回することができます。
3. 前項の通知をするときは、保険契約者は、請求書類（別表1）を提出してください。

（遺言による後継年金受取人の変更指定）

第3条 前条に定めるほか、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人。以下、本条において同じ。）は、主約款に定める死亡一時金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、後継年金受取人を変更指定することができます。

2. 前項の後継年金受取人の変更指定は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による後継年金受取人の変更指定は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
4. 前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、請求書類（別表1）を提出してください。

（年金受取人の権利義務の承継）

第4条 年金支払開始日以後、年金受取人が死亡した場合には、主約款の規定にかかわらず、後継年金受取人が年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとし、以後、後継年金受取人が年金受取人になるものとし、

2. 前項の場合、年金受取人の死亡時に、後継年金受取人がすでに死亡していたときは、後継年金受取人の指定は撤回されたものとして、主約款の規定を適用します。
3. 後継年金受取人が故意に年金受取人を死亡させたときは、後継年金受取人としての取扱を受けることができません。
4. 年金受取人が死亡した時と、後継年金受取人が死亡した時の先後が明らかでない場合は、後継年金受取人が先に死亡したものとみなして取り扱います。

新後継年金受取人指定特約（約款）

（死亡一時金または年金額の現価を支払う場合）

第5条 年金受取人が被保険者で、被保険者が死亡したことにより、主約款に定める死亡一時金または保証期間あるいは年金支払期間の残存期間に対する年金額の現価を支払う場合は、主約款の規定にかかわらず、被保険者の死亡時の後継年金受取人に支払います。

2. 前項の規定によって、死亡一時金または保証期間あるいは年金支払期間の残存期間に対する年金額の現価が支払われる場合、後継年金受取人は、主約款に定める年金の継続支払を請求することができます。

（特約の解約）

第6条 この特約のみの解約は取り扱いません。

（特約の消滅）

第7条 主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

（主約款の規定の準用）

第8条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

別表1 請求書類

項目		請求書類
1	主契約締結後の特約の付加 ＜第1条＞	(1) 会社所定の契約内容変更請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）が被保険者と異なるときは被保険者の印鑑証明書 (4) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
2	後継年金受取人の変更指定 または指定の撤回 ＜第2条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）が被保険者と異なるときは被保険者の印鑑証明書 (4) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
3	遺言による後継年金受取人 の変更指定 ＜第3条＞	(1) 会社所定の後継年金受取人変更指定請求書 (2) 遺言書 (3) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の相続人の印鑑証明書 (4) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の相続人が被保険者と異なるときは被保険者の印鑑証明書 (5) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）

注 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の省略を認めることがあります。

指定代理請求特約（変額個人年金保険用）

指定代理請求特約（変額個人年金保険用）を締結（付加）することにより、年金受取人が年金を請求できない事情があるとマニライフ生命が認めた場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が年金受取人の代理人として年金を請求することができます。

特約の付加

- この特約は、年金受取人が被保険者の場合、ご契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）のお申し出により、付加することができます。
 - ◆ 次の場合には、この特約を付加することができません。
 - ① ご契約者が法人の場合
 - ② 年金受取人が被保険者以外の方の場合
 - ※ この特約のみを解約することはできません（指定代理請求人の指定を取り消すこと（指定の撤回）ができます）。

指定代理請求人

- この特約を付加した場合、ご契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て1人の方を指定代理請求人にあらかじめ指定してください。
- 指定代理請求人として指定できる範囲は下記のとおりです。
 - 被保険者の戸籍上の配偶者
 - 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - 被保険者の直系血族
 - ◆指定代理請求人は年金の請求時においても、上記の「指定代理請求人として指定できる範囲」のいずれかに該当する必要があります。

年金の指定代理請求

- 指定代理請求人が指定されている場合、年金受取人が年金を請求できないつぎのいずれかの事情があるとマニライフ生命が認めたときは、指定代理請求人が年金受取人の代理人として年金を請求することができます。
 - ① 傷害または疾病により、年金を請求する意思表示ができないこと
 - ② 上記①に準じた状態であること

指定代理請求人の変更指定または指定の撤回

- ご契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、マニライフ生命所定の範囲で指定代理請求人を変更指定することができます。また、指定代理請求人の指定を取り消すこと（指定の撤回）ができます。
- 指定代理請求人が指定されている場合、つぎの契約内容のご変更手続きをされたとき、指定代理請求人の指定は撤回されたものとします。
 - ① ご契約者が法人に変更されたとき
 - ② 年金受取人が被保険者以外の方に変更されたとき

指定代理請求特約(変額個人年金保険用)(約款)

指定代理請求特約(変額個人年金保険用)条項<目次>

○この特約の趣旨

第1条	特約の締結	第5条	被保険者が死亡した場合の年金の請求
第2条	特約の対象となる年金	第6条	告知義務違反による解除等の通知
第3条	指定代理請求人の指定、変更指定または撤回	第7条	特約の解約
第4条	指定代理請求人による年金の請求	第8条	主約款の規定の準用
		別表1	請求書類

指定代理請求特約(変額個人年金保険用)条項

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が年金受取人の場合で、年金受取人が年金を請求できない会社所定の事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が年金受取人の代理人として年金を請求することを可能とするためのものです。

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人。以下、同じ。）の申出により、主契約に付加して締結します。ただし、被保険者と年金受取人が同一人である場合に限りません。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約に会社の定める特約が付加されている場合、この特約は、付加することはできません。

3. この特約を締結したときは、保険証券（年金支払開始日以後は年金証書。以下、同じ。）に表示します。

(特約の対象となる年金)

第2条 この特約の対象となる年金は、主契約の年金のうち、被保険者と年金受取人が同一人である年金とします。

(指定代理請求人の指定、変更指定または撤回)

第3条 この特約を付加した場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、つぎの各号の範囲内で、1人の者を指定代理請求人にあらかじめ指定してください。ただし、保険契約者が法人である場合を除きます。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (3) 被保険者の直系血族

2. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、変更指定後の指定代理請求人は、前項に規定する者の範囲内であることを要します。

3. 保険契約者が前2項の指定、変更指定または指定の撤回をするときは、請求書類（別表1）を提出してください。

4. 第2項の変更指定および指定の撤回は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

5. 保険契約者が法人に変更された場合、年金受取人が被保険者以外の者に変更された場合またはこの特約を付加した後、会社に定める特約が付加された場合は、指定代理請求人の指定は撤回されたものとします。

(指定代理請求人による年金の請求)

第4条 この特約を付加した場合、年金受取人が年金を請求できないつぎのいずれかの事情があるとき（ただし、その事情があると会社が認めるときに限りません。）は、指定代理請求人が、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。

- (1) 傷害または疾病により、年金を請求する意思表示ができないこと
- (2) その他前号に準じた状態であること

2. 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において前条第1項各号のいずれかに該当することを要します。

指定代理請求特約(変額個人年金保険用)(約款)

3. 前2項により、指定代理請求人が年金を請求するときは、請求書類(別表1)および第1項の事情を示す書類を提出してください。
4. 前3項により、年金が指定代理請求人に支払われた場合には、その後重複して年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5. 第1項にかかわらず、故意に年金受取人を第1項第1号または第2号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
6. 年金を支払うために必要な事項の確認に際し、指定代理請求人が正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金を支払いません。

(被保険者が死亡した場合の年金の請求)

第5条 被保険者が死亡した後も、指定代理請求人は、被保険者の法定相続人である場合に限り、引き続き年金受取人の代理人として年金(被保険者の相続財産となるものに限り、以下、本条において同じ。)を請求することができます。

2. 前項により年金が指定代理請求人に支払われた場合には、その後重複して年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
3. 故意に被保険者を死亡させた者は、指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。

(告知義務違反による解除等の通知)

第6条 主契約にこの特約が付加されている場合において、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除について、保険契約者の住所不明等により保険契約者に通知できないときは、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)または主契約に付加されている特約に定める通知先のほか、指定代理請求人にも通知することがあります。

(特約の解約)

第7条 この特約のみの解約は取り扱いません。

(主約款の規定の準用)

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表1 請求書類

項目		請求書類
1	年金の指定代理請求 ＜第4条＞	(1) 主約款に定める年金の請求書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書
2	指定代理請求人の指定、 変更指定または撤回 ＜第3条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書(年金支払開始日以後は、 年金受取人の印鑑証明書) (3) 保険契約者が被保険者と異なるときは被保険者の印 鑑証明書 (4) 保険証券(年金支払開始日以後は、年金証書)

注 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

ご照会は

マニユライフ生命 変額年金カスタマーセンター

0120-925-008

受付時間/月～金曜日 9時～17時

(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます。)

マニユライフ生命保険株式会社

本社/東京都調布市国領町4丁目34番地1 〒182-8621
ホームページ/<http://www.manulife.co.jp/>

変額年金カスタマーセンター



0120-925-008 受付時間/月～金曜日 9時～17時

祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます。

(登) マニユライフ(投商) 10-50016(22.1.21)319384(10.1.12b) ©

